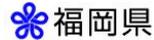


外形標準課税対象法人の税率表



★法人県民税（均等割・法人税割）★

区 分		平成28年4月1日以後 に開始する事業年度	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度	令和2年4月1日以後 に開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 136,500円			
	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 567,000円			
	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 840,000円			
法人 税割	税 率	4.0%	1.8%		

※資本金等の額について

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年改正前法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（連結個別資本金等の額については、令和4年3月31日までに開始する事業年度に限る。）をいいます。なお、保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額として政令で定めるところにより算定した金額です。

◆平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金等の額は、原則、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額とし、無償増減資がある場合はその額を加減算した金額となります。また、資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額が資本金等の額とされます。

平成20年4月から森林環境税が課税されています。

森林環境を保全するなどの施策に充てる財源を確保するため、県内に事務所等を有し、均等割の納税義務がある法人（法人でない社団又は財団を含む。）は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から、均等割の標準税率に5%を乗じた額を加算して納めていただくことになります。（上記の均等割の金額に森林環境税分は含まれます。）

★法人事業税★

区 分			税 率				特別税の 課税標準
			平成28年4月1日以後 に開始する事業年度	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度	令和2年4月1日以後 に開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度	
第1号に 掲げる事業 (※1)	所得 割	軽減税率適用法人 所得のうち400万円以下の金額	0.30%	0.40%		—	所得割額 *
		所得のうち400万円を超え800万円以下の金額	0.50%	0.70%			
		所得のうち800万円を超える金額	0.70%	1.00%			
	軽減税率不適用法人の所得		0.70%	1.00%		1.00%	
付加価値割			1.20%	1.20%			
資本割			0.50%	0.50%			
第2号に 掲げる事業 (※2)	収入割		0.90%	1.00%		収入割額 *2	
第3号に 掲げる事業 (※3)	付加価値割		/		0.37%	収入割額 *3	
	資本割				0.15%		
	収入割		0.90%	1.00%	0.75%		
第4号に 掲げる事業 (※4)	付加価値割		/		0.77%	収入割額 *4	
	資本割				0.32%		
	収入割		0.90%	1.00%	0.48%		

(※1) 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（以下※2、※3、※4以外の事業税課税事業）：所得等課税事業

(※2) 地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（送配電事業、ガス供給業（令和4年4月1日以後に開始する事業年度は導管ガス供給業のみ）、保険業等）：収入金額課税事業

(※3) 地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（小売電気事業等・発電事業等、特定卸供給事業）：収入金額等課税事業

(※4) 地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業（特定のガス供給業）：特定ガス供給業

*、*2、*3、*4 特別税の課税標準

★地方法人特別税・特別法人事業税★

区 分 : 課 税 標 準	地方法人特別税	特別法人事業税		
	平成28年4月1日～令 和元年9月30日まで に開始する事業年度	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度	令和2年4月1日以後 に開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
第1号に掲げる事業の所得割に係る特別税：法人事業税所得割額（*）	414.2%	260%		
第2号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額（*2）		30%		
第3号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額（*3）	43.2%	30%	40%	
第4号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額（*4）		30%		62.5%